|  |
| --- |
| 大阪府子育てハートフル企業顕彰基準（案） |

資料４

１　ひとり親家庭の親（以下、「ひとり親」とする）の雇用促進等に積極的に取り組んでいる企業等（団体を含む）であって、表彰する日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

　(１)大阪府内に事務所または事業所を設置していること。

　(２)労働関係法規を遵守していること。

　(３)母子及び父子並びに寡婦福祉法など福祉関係法規を遵守していること。

　(４)暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。

　(５)破壊活動防止法に基づく暴力主義的破壊活動を行った者に該当しないこと。

　(６)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の

申立てが行われていないこと。

　(７)破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(８)その他、法令上、社会通念上又は子どもの福祉の観点から表彰を受賞するに適当でない

事由が存在しないこと。

（以降、全て変更）

２　ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等

　(１)「定量的評価項目」（満点50点）

当該年度の６月１日現在のひとり親の雇用率又は雇用者数のいずれか高い方の点数に平均勤続年数の点数を加算し、その合計点数で評価する。

①雇用率又は雇用者数（いずれか高い方の点数で採点）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用率（％） | 点数 |  | 雇用者数（人） | 点数 |
| 1.20～1.44 | 15点 |  | 1～4 | 15点 |
| 1.45～1.69 | 20点 |  | 5～8 | 20点 |
| 1.70～1.94 | 25点 |  | 9～11 | 25点 |
| 1.95～2.19 | 30点 |  | 12～14 | 30点 |
| 2.20～ | 35点 |  | 15～ | 35点 |

　　　　　　　　　※当該年度の６月１日現在ひとり親ではないが、採用時にひとり親であった者を含む。

※雇用率とは常用雇用労働者に占めるひとり親の比率をいう。

　　　　　　　　　　※雇用者数とはひとり親の常用雇用労働者数をいう。

　　　　②平均勤続年数(当該年度の6月1日現在)

|  |  |
| --- | --- |
| 3年未満 | 3点 |
| 3年以上4年未満 | 6点 |
| 4年以上5年未満 | 9点 |
| 5年以上6年未満 | 12点 |
| 7年以上 | 15点 |

　(２)「定性的評価項目」（各取組事例につき10点満点で採点し、50点を上限とする）

下記①～⑤の評価の視点に基づく優れた支援や取組を行っている企業等について、その取組を評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　定性的評価の視点 | 1. **ひとり親・子育て世帯のための休暇制度の充実**

　(取組事例)・子の看護休暇（有給、子どもの年齢がいくつまでか）・臨時休園（校）に係る休暇（有給）　　　　　　　　　　　等**②ひとり親・子育て世帯の働きやすい環境づくり**(取組事例)・相談窓口の設置・事業所内保育施設の設置　　　　　　　　　　　　　　　　等**③ひとり親・子育て世帯への柔軟な勤務への対応**(取組事例)・子育て・介護が必要な職員への勤務時間短縮・出社・退社時間のフレックスタイム制度の導入・テレワーク制度の導入　　　　　　　　　　　　　　　　　等**④職場復帰のための支援制度の充実**(取組事例)　・復帰前・復帰後面談・育児休業者職場復帰支援プログラム　　　　　　　　　　　等**⑤その他独自の取組み**(取組事例)　 ・母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報提供・ひとり親のエンパワメントや自己肯定感につながる取組み・社内報やイントラネット等により子育て支援に関する制度を周知・家族親睦会など従業員間の子育てに対する理解に向けた取組・社内行事への家族参加が可能　　　　　　　　　　　　　　等 |

　　　※一つの視点において複数の取組がある場合は、各取組につき10点満点で採点する。

(例)①ひとり親・子育てのための休暇制度の充実の視点における取組を５つ以上挙げた場合、視点①のみで上限の50点となる可能性がある。

(３)「定量的評価」と「定性的評価」の合計点（100点満点）で、表彰企業を決定する(応募多数の場合は原則上位３企業（団体）まで)。

３　ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等

(１)「定量的評価項目」（満点30点）

　　　　２ (１)と同様に採点し、その合計点に３０／５０を乗じた点数とする(ただし、小数点以下は四捨五入)。

(２)「定性的評価項目」(満点70点)

２ (２)と同様に採点(満点５０点)し、さらに下記の視点に基づく取組を行っている場合は、別途、評価を行い加点する(満点20点)。

|  |  |
| --- | --- |
| 定性的評価の視点 | **①経済的支援制度の充実**(取組事例)・子育て支援金支給・社内奨学金(従業員の子の就学に係る奨学金)制度　　　　等　　　　　　　　**②子育てに関する地域・社会への貢献**(取組事例)・母子・父子福祉団体や子育て支援団体等への寄附、寄贈・大阪府子ども輝く未来基金等への寄附・ひとり親や子育て支援団体への活動協力・地域住民向け育児相談の実施・近隣保育所等におけるイベント等への協力・近隣小・中学校のキャリア教育や防犯訓練等学校行事への協力　　等 |

(３)「定量的評価」と「定性的評価」の合計点（100点満点）で、表彰企業を決定する(応募多数の場合は原則上位３企業（団体）まで)。